

小田原市民間提案制度 提案募集に係るQ & A

【制度概要】

Q：令和3年度に公共施設を対象に募集のあった民間提案制度とは何が違うのか

A：今回募集を開催した民間提案制度は、これまでの公共施設を対象に実施してきた民間提案制度を見直したもので、公共施設に関わらず、あらゆる分野・すべての事業を提案対象とするものです。

Q：プロポーザル方式との違いは何か

A：プロポーザル方式は、業務委託をする事業者を募集する際に、業務仕様書により業務内容等を提示し、それに基づき提案をしていただく制度であるのに対し、民間提案制度は、市が業務仕様書等により分野や業務内容を特定せず、民間事業者の発意により幅広く提案していただく制度になります。

Q：今後、小田原市ではプロポーザル方式による募集はせずに、すべて民間提案制度により募集をするのか

A：すべて民間提案制度で提案募集をするものではありません。民間提案制度は公民連携を推進する上での一つの手法であり、事業によってはプロポーザル方式などの他の手法が相応しい場合もあります。

本市としては、これまで取り組んできた公民連携手法の活用に加えて、民間提案制度を新たに活用していくことで、民間事業者や研究機関等との連携を強化・推進していきたいと考えています。

【提案の要件】

Q：「既存の業務委託等について、単に受託者になろうとするもの」については本制度の対象外とあるが、現在実施している事業（業務委託等）内容を改善し、コストやサービスの質の向上につながる提案も対象外となるのか。

A：すでに実施している事業（業務委託等）についても、独自性があり新たな工夫でコストやサービスの質の面からも市民にとってプラスとなるものについては、提案の対象とします。

【参加資格】

Q：市外企業はグループ構成員としてでも参画不可能なのか

A：令和3年度は試行的な運用として、市内企業のみを対象としております。グループで申請をする上でも、全構成員が市内に事業所を有しているなどの参加資格要件を満たしていることが必須となります。

Q：市外企業とグループで申請するのではなく、市外企業を協力企業として位置付けることは可能か

A：令和3年度は試行的な運用として、市内企業のみを対象としておりますが、提案事業を実施する上で、市外企業との協力が必要である場合については、協力企業として位置付けることは可能であると考えますが、協力企業のアイデアや技術に独自性や独創性があり、提案者が単なる事務手続きの窓口である場合などについては、参加資格要件を満たしていないと判断させていただく場合があります。

Q：参加資格に記載のある、「提案内容の実施主体となる意思があること」とはどういうことか

A：民間提案制度は、単に市に対して事業等を要望するものではなく、提案者自らが提案内容の実施者となるものです。

【事前相談】

Q：どの程度具体的な提案概要を提示しなければいけないのか

A：アイデア段階での相談を想定しておりますので、具体的な検討ができていない段階でも気軽にお申込みください。

提案概要において、分野や事業などをある程度記載できる場合、関係課の同席が可能となり、より具体的にご相談していただけるようになります。

【提案の審査】

Q：審査は、プレゼンテーション審査をおだわらイノベーションラボで実施するとあるが、プレゼンテーションはオンラインで行うことは可能か

A：募集開始時点では、来場の上、プレゼンテーションをしていただくことを想定しておりますが、提案者の御都合等に応じてオンラインでのプレゼンテーション審査も対応させていただきます。

Q：審査結果の通知・公表について、審査結果は市ホームページで公表するとあるが、提案者が有するノウハウやアイデアなどは保護されるのか

A：審査結果をホームページで公表する際は、提出書類「提案概要書（様式5号）」の提案概要に記載された内容を公表することになりますので、公表されることを前提とし可能な限り具体的に提案概要を記載していただければと思います。（不採用の場合は、件のみの公表となります。）

【詳細協議及び契約締結等】

Q：審査の結果、採用となった提案については詳細協議を行うとあるが、採用と審査された

提案が事業化されるのではないのか

A：審査では、提案要件を満たしているか、独自性や独創性があるのかなど、審査基準により採用・不採用を決定するものであり、事業化が約束されるものではありません。

民間提案制度は、民間事業者からの提案を市と対等の関係で協議し事業化するという仕組みであることから、採用後は事業化に向けて市と協議し、協議が調った場合は契約締結など事業化に向けた手続きに進みます。

Q：新たな財政負担とは、新規事業のことを示しているのか

A：新たな財政負担とは、市の事業として実施されていない新規事業のことだけでなく、既存の事業に関して、より効果をもたらすために予算の増額を必要とする提案についても新たな財政負担となります。（トータルコストが増額しないものについては、新たな財政負担がないと判断します。）